



『ふれあい（いじめ防止強化）月間』

6月1日に行われた第62回運動会のスローガンは、『「愛（I）と勇気（YOU）の二刀流」～ゴールの先に笑顔の花を！』。当日の生徒の姿は、まさにこのスローガンを体現する姿でした。「1・2年生の応援がすごかった。あんなに誰かを応援できる人がたくさんいるのはすごいことだと思う。応援も競技もみんな全力でやっていたから最高の運動会になった。（3年生）」「全体を通して自分のクラスはもちろん、他クラスや他学年なども応援し、運動会を全力で楽しむことができた。（2年生）」「クラス一つひとつの勢いが強く、応援しているときはクラス関係なく一致団結、競技のときはライバル同士のように感じられました。（1年生）」クラスや学年の枠を超えて、みんなが頑張りたたえていた姿に胸が熱くなりました。本当に誇らしい生徒たちです。また、生徒たちを支えてくださった保護者の皆さま、教職員にも感謝の気持ちでいっぱいです。

さて、6月は東京都教育委員会が定めた「ふれあい月間（いじめ防止強化）」です。本校でもアンケート調査などを実施して、いじめの早期発見や未然防止を図っています。いじめ防止対策推進法では「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）によると、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」は、令和3年度は21,900件だったのに対して、令和4年度は23,920件（2,020件増）のネットいじめが報告されています。ネットいじめとは、パソコンやスマートフォン等から、SNS等に悪口を書き込むことや無視をしたり、他人の個人情報を無断で掲載したり、特定の人になりすましてネット上で活動し、その人の社会的信用を落とす行為などをいいます。

SNSの多くは、文章でのやり取りです。文章だけでやり取りするのは大人でも難しく、相手を傷つけたり、誤解が生まれてトラブルになることもあります。文章でのやり取りは、思った以上に相手にはきつく感じられることもあるので、送信する前に相手の身になって読み返すことも大切です。相手が嫌な気持ちになることは絶対に書かないようにしましょう。

言うまでもなく、人として「自分がしてほしいことは、人にはしない」こと、そして、皆さん一人ひとりが、悪口は人を傷つける行為、いじめは生命をも脅かす行為であるという『人権意識』をもつことが大切です。

運動会や部活動、普段の学校生活で見る皆さんの笑顔は本当に素敵です。学校は、一人ひとりが安心して生活できる場所でなければなりません。

「ふれあい月間」である今、改めて各自が「いじめや暴力は決して許さない」という気持ちを持ち、みんなが毎日笑顔で過ごせる五中をつくっていきましょう。

今月の展示（6月）

